

JALグループ、国際線「燃油特別付加運賃」の額改定を申請

2006年1月16日

第 05125 号

JALグループはこの度、「燃油サーチャージ」(正式名称「燃油特別付加運賃」)の改定を行うことを決定し、本日、国土交通省に申請いたしました。

今般の燃油価格の上昇は過去に例を見ない状況にあり、JALグループの業績に極めて大きな影響を与えています。

JALグループでは、この事態に対して、様々な収支改善策に取り組んでまいりました。しかしながら、現在の航空燃油費の高騰の長期化は自助努力での対応の範囲を超えており、国際線ご利用のお客様にも更にご負担をお願いせざるを得ないと判断、今般、「燃油特別付加運賃」の額改定を決定いたしました。何卒皆様のご理解をお願い申し上げます。

【「燃油特別付加運賃」額改定の概要】

運賃額：(日本発の場合。額は一区間片道当り)

	現行	改定後
韓国・福岡=上海	700円	1,300円
中国(福岡=上海以外の2,000km未満の路線)	1,300円	2,700円
香港	1,200円	3,900円
フィリピン・台湾・グアム・ベトナム・ 中国(2,000kmを超える路線)	1,300円	3,900円
タイ・マレーシア・シンガポール・インドネシア・インド	3,600円	6,500円
太平洋・欧州・中東・オセアニア	5,000円	8,000円
ブラジル	5,000円	11,500円

適用開始： 2006年3月1日発券分から

改定条件： ①シンガポールケロシン市況価格が1ヶ月連続で65ドル/バレルを下回った場合には本運賃を値下げします。

②シンガポールケロシン市況価格が1ヶ月連続で40ドル/バレルを下回った場合には本運賃を廃止します。

*適用条件

- ① 大人・小児・幼児ともに同額のご負担をお願いしています。また、JALマイレージバンク国際線特典航空券ご利用のお客様にも同額のご負担をお願いしています。
- ② 航空券ご購入後に払戻しする場合、燃油特別付加運賃については、取消手数料・払戻手数料は適用されません。
- ③ 関係国政府認可条件等により、額が変更となる場合があります。

以 上